

平成26年8月作成

特定相談支援事業者・障害児相談支援事業者

指定申請の手続きについて



羽生市公式ゆるキャラ むじなもん・いがまんちゃん

羽生市

特定相談支援事業・障害児相談支援事業の申請手続き等について

《市が指定する相談支援事業の種類と内容》

種類	内容
特定相談支援 (障害者総合支援法) 第5条の17.18.21.22	障害者（児）等からの相談に応じ必要な便宜を供与するほか、障害者（児）が障害福祉サービスを利用する前にサービス利用等計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。
障害児相談支援 (児童福祉法) 第6条の2(6)、(7)、(8)	障害児が障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に、障害児支援利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。

《指定相談支援事業者に関する法令》

1 指定（障害者総合支援法第51条の20・24、児童福祉法第24条の28）

指定特定相談支援事業者・指定障害児相談支援事業者（以下「指定相談支援事業者」）となるためには、厚生労働省令で定める一定の要件を満たした上で、事業所の所在地を管轄する市町村長の指定を受けることが必要です。指定は事業所ごとに行います。

なお、指定に当たって欠格事項に該当する場合には、指定できません。

[障害者総合支援法第36条第3項抜粋（PDF：44KB）](#)

[児童福祉法第21条の5の15第2項抜粋（PDF：54KB）](#)

（注）指定申請参考様式8・9において、これら欠格事項に該当しないことを誓約して頂く必要があります。

2 事業者の責務（障害者総合支援法第 51 条の 22、児童福祉法第 24 条の 30）

- 指定相談支援事業者は、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように努めなければなりません。
- 市町村、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションを実施する機関、教育機関等との緊密な連携を図りつつ、相談支援を障害者等の意向、適正、障害の特性等に応じ、効果的に行なうよう努めなければなりません。
- 相談支援の質の評価を行うこと等により、質の向上に努めなければなりません。
- 障害者等の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、障害者等のため忠実にその職務を遂行しなければなりません。

3 事業の基準（障害者総合支援法第 51 条の 24、児童福祉法第 24 条の 31）

- 指定相談支援事業者は、事業所ごとに、厚生労働省令で定める基準に従い、指定相談支援事業に従事する従業者を有しなければなりません。
- 指定相談支援事業者は、厚生労働省令で定める指定相談支援事業の運営に関する基準に従い、指定相談支援を提供しなければなりません。
- 指定相談支援事業者は、事業の廃止・休止の届出をしたときは、その後も引き続き相談支援の提供を希望する者に対し、必要な相談支援が継続的に提供されるよう便宜の提供をしなければなりません。

4 変更の届出等（障害者総合支援法第 51 条の 25、児童福祉法第 24 条の 32）

- 事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があった場合、休止中の事業を再開した場合は、10日以内に、その旨を市町村長に届け出ることが必要です。
- 指定相談支援事業を廃止、休止するときは、その1月前までに、その旨を市町村長に届け出ることが必要です。

5 指定の更新（障害者総合支援法第 51 条の 21、児童福祉法第 24 条の 29）

- 指定相談支援事業者の指定は、6年ごとに更新を申請し、更新の指定を受けなければ効力を失いますので、ご注意下さい。

6 報告等（障害者総合支援法第 51 条の 27、児童福祉法第 24 条の 34）

○市町村長は、必要があると認めるときは、指定相談支援事業者や従業者等に対して報告を求めたり、帳簿書類等の提出、検査等を行うことができます。

7 勧告、命令等（障害者総合支援法第 51 条の 28、児童福祉法第 24 条の 35）

○市町村長は、事業者に対し、従業者の知識若しくは技能又は人員について厚生労働省令で定める基準に適合していないとき、又は事業の運営に関する基準に従って適正な運営をしていないと認めるときには、勧告し、従わない場合には、公表、命令を行うことができます。

8 指定の取消し（障害者総合支援法第 51 条の 29、児童福祉法第 24 条の 36）

○市町村長は、指定相談支援事業者が以下の事由に該当する場合は、指定の取り消し又は期限を定めてその指定の全部又は一部の効力を停止することができます。

- 従業者の知識若しくは技能又は人員について厚生労働省令で定める基準を満たすことができなくなったとき。
- 厚生労働省令に定める指定相談支援事業の運営基準に従って適正な指定相談支援事業の運営ができなくなったとき。
- 相談支援給付費等の請求に関し不正があったとき。
- 市町村長の求める報告又は帳簿書類の提出・提示に従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 市町村長の求める出頭に応じないとき、質問に答弁しないとき、もしくは虚偽の答弁をしたとき、又は検査を拒み、妨げ、忌避したとき。
- 不正な手段により指定相談支援事業者の指定を受けたとき。

9 公示（障害者総合支援法第 51 条の 30、児童福祉法第 24 条の 37）

○次の場合に、指定相談支援事業者に関する事項を公示します。

- 指定相談支援事業者を指定したとき。
- 指定相談支援事業の廃止の届出を受けたとき。
- 指定相談支援事業の指定を取り消したとき。

10 業務管理体制の整備等

(障害者総合支援法第 51 条の 31、児童福祉法第 24 条の 38)

- 指定相談支援事業者は、厚生労働省令に定める基準に従い、業務管理体制を整備しなければなりません。
- 指定相談支援事業者は、業務管理体制の整備に関する事項を届けなければなりません。

《指定基準》

- 指定に申請にあたっては、下記をご参照下さい。

相談支援関係の指定基準省令

[障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準 \(PDF : 124KB\)](#)

[児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準 \(PDF : 121KB\)](#)

[相談支援事業者の指定にあたっての留意事項 \(PDF : 99KB\)](#)

1 人員基準

- 管理者

事業所ごとに、専従の管理者を配置してください。ただし、事業の管理に支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができます。

- 従業者

事業所ごとに、専従の相談支援専門員を 1 名以上配置してください。ただし、指定計画相談支援の業務（指定障害児相談支援の業務）に支障がない場合は、当該指定特定相談支援事業所（当該指定障害児相談支援事業所）の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができます。しかしながら、この兼務が 1 名の場合、相談業務の営業時間中において、窓口対応に欠ける時間が生じないよう、他の従事者（相談支援専門員が望ましい）の配置が必要です。

(注) 相談支援専門員が兼務の場合、計画対象者が、兼務する福祉サービス提供事業所を利用することとなった場合、モニタリングは別の相談支援専門員

が行うことが基本となります。

(注) 兼務の場合、兼務する他の福祉サービス提供事業所の職員配置人数にもご留意ください。

(注) 「専従」：原則として、サービス提供時間帯を通じて指定障害福祉サービス等以外の職務に従事しないことをいいます。

○兼務の取り扱い（留意事項通知）

指定一般・特定・障害児相談支援事業所に従事する管理者、相談支援専門員等は、原則として専従としているが、指定一般・特定・障害児相談支援事業所間における職員の兼務は、業務に支障がないものとして認めることとし、一体的に指定できることとします。

当該事業所内や、相談支援事業所以外の事業所・施設等との兼務については、実情を踏まえて判断することとなります。

2 設備基準

○事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、相談支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならないとされており、具体的には以下の点についてご留意下さい。

○必要な広さの区画

事業の運営を行うための相談スペースを明確にすること。（他事業所・施設と同一敷地内にある場合であって運営に支障が無い場合は、当該他事業所・施設の区画との併用ができるものとする。）

○設備及び備品等

相談支援に必要な設備・備品を確保する必要があるが、他事業所・施設と同一敷地内にある場合であって運営に支障が無い場合は、当該他事業所・施設の設備・備品を使用することができるものとする。

また、設備・備品は事業者が所有している必要ななく、貸与を受けているものであっても差し支えない。

3 相談支援専門員について

○基本的要件

相談支援専門員は、障害特性や障害者の生活実態に関する詳細な知識と経験が必要であることから、「相談支援従事者研修の受講」と「実務経験」が要件となります。

○相談支援従事者研修の受講

実務経験を有するものは、都道府県の実施する相談支援従事者研修（初任者研修：5日程度）を受講し、相談支援専門員になることができます。

また、過去に国又は都道府県の実施する障害者ケアマネジメント研修を受講したことがある場合は、相談支援従事者研修（1日課程）を受講することで、相談支援専門員になることができます。

なお、現任研修を5年に1回以上受講する必要があります。

○実務経験

従事した業務に応じて、3年、5年、10年以上の要件があります（下記参照）。

《相談支援専門員の要件となる実務経験》

○相談支援専門員の要件となる実務経験の取り扱いについては、下記をご参照下さい。

[指定相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（PDF：93KB）](#)

[相談支援専門員の要件としての実務経験の取り扱いについて](#)

[相談支援専門員要件（PDF：556KB）](#)

[相談支援専門員要件\(2\)（PDF：30KB）](#)

《指定申請手続きについて》

○障害児相談支援のみの指定については、障害児に対する支援を一体的に判断することが望ましいことから、特定相談支援事業の指定もあわせて受けてください（障害児相談支援のみの申請はできません）。

なお、計画策定の対象とする範囲については、障害児として特定することも可能です。

○事業者の指定は、事業所ごとに行います。同一法人が、複数の所在地の異なる事業所で相談支援を行う場合には、各事業所ごとに申請書類が必要です。

○特定相談支援と障害児相談支援を同時に申請する場合、書類は1セットで構いません。

（1）事業者指定に係る事前相談について

本市において、特定相談支援事業所・障害児相談支援事業所として指定を受けようとする場合は、申請書類を提出する前に下記担当に事前に相談をお願いいたします。

●事業者指定・申請書類の提出先・問い合わせ先

社会福祉課障がい福祉係：048-561-1121（内線153）

（2）申請書類の締切日等について

○指定の基準日（事業開始が可能となる日）は、原則として毎月1日です。

○指定申請は、申請書ごとに内容審査を行います。申請受付後、20日程度で審査を行います。そのため、遅くとも希望する指定日の1か月前までに事前確認を行った上で、指定日の属する月の前月10日（10日が土日祝日の場合はその前の営業日）までに申請書類を提出してください。

○申請は、できる限り余裕を持って申請してください。

(3) 提出書類について

- 申請書類は郵送ではなく、原則窓口を持参してください。指定申請書類の確認をいたします。
- 事業者の指定は、原則として事業所ごとに行います。ただし、同一の事業所において複数の事業を一体的に行う場合は、1枚の指定申請書に、事業の種類ごとの付表と添付書類を作成して申請することとなります。
- 提出時には、市担当者が事業内容等について何点か確認し、書類の補正を依頼することがあります。書類が不足している場合は受け付けできませんのでご注意ください。
- 指定申請に必要な書類については、以下の書類を社会福祉課障がい福祉係窓口を持参してください。

■指定申請書、付表 ■ 添付書類

※指定特定相談支援事業者の指定申請にかかる添付書類一覧参照

■運営規程例

(留意事項)

- 書類については、特段の定めがない限り日本工業規格A4型とします。
- 申請様式は、市社会福祉課ホームページに掲載しています。
- 1事業所単位の添付書類（同じ申請書に綴じる書類）で、重複する書類については1部としてください。
- 複数の申請書で重複する書類については、1部を原本とし、残りについては写しとしてください。

(4) 指定の決定について

- 提出された指定申請書類の内容を確認します。（必要に応じて補正を求める場合があります。その場合は、市の指示に従って書類の訂正を行い、決められた期日までに再提出してください。）
- 市は、受け取った書類を審査し、県における事業所番号が付番された後、基準を満

たす事業所の指定を決定します。

○指定にあたっては、指定日や事業者番号を記載した指定通知書を送付します。指定された事業者については、事業所名、所在地、サービスの種類等を公示し、市民や事業者にも情報を提供します。

《指定基準及び報酬に係るQ&A》

指定基準及び報酬に係るQ&A（国作成）を掲載するので、参考にしてください。

[相談支援関係 Q&A 1](#)

[相談支援関係 Q&A 2](#)

[相談支援関係 Q&A 3](#)

《各種様式等》

■ 指定申請書、付表 ■ 添付書類

■ 運営規程例

■ サービス等利用計画案、サービス等利用計画、モニタリング報告書等書式

■ サービス等利用計画作成サポートブック（日本相談支援専門員協会）